

# 後期高齢者医療のお知らせ

料率が変わります(左下の図のとおり)。

## 保険料の軽減

世帯の所得水準に応じて保険料が軽減されます。

### △注意事項▽

軽減対象者の判定は、前年の所得情報に基づいて行います。所得情報がない人は軽減の判定ができませんので、市保険事業室(後期高齢者医療担当)に簡易申告をしてください。軽減割合など、くわしくは問い合わせてください。

## 健康診査

### 受診券の送付

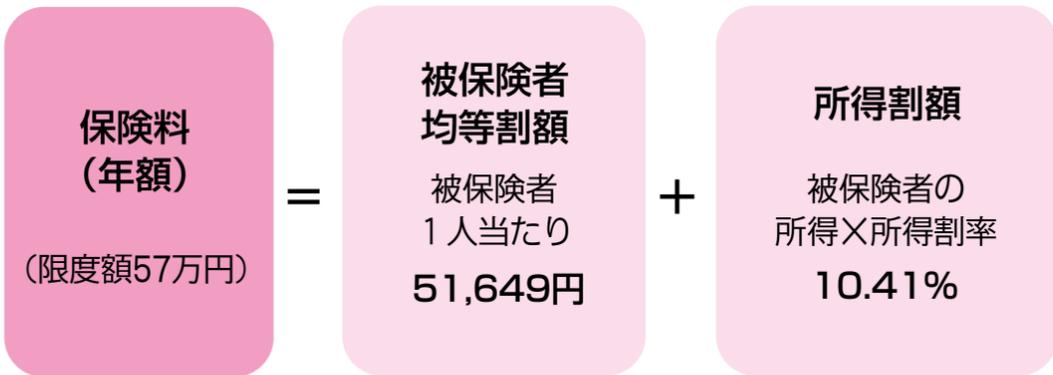
被保険者に「健康診査受診券」を4月下旬に送付します(年度途中で75歳になる人には、誕生月の翌月に順次送付します)。

受診券に記載の有効期限内に指定医療機関などで1回無料で受診できます。事前に医療機関などに連絡し、受診券と被保険者証を持って受診してください。  
※次に該当する人は、病院や施設で健康管理が図られているため、健康診査の対象となりません。  
○病院または診療所に6か月以上継続して入院中の入  
○特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・養護老人ホーム・障害者支援施設などの施設に入所または入居している人

## 保険料の算定

保険料率は、2年(平成28・29年度)は、保険改正されます。  
平成28・29年度は、保険料を送付します。29年3月

大阪府の平成28・29年度の保険料(被保険者1人当たり)



※被保険者の所得は、年金収入のみで年金収入が330万円未満のとき、「年金収入額-120万円(公的年金等控除額)-33万円(基礎控除額)」となります。マイナスのときは0円です(遺族年金などの非課税年金は上記の年金収入額には含みません)。

までに受診してください。75歳になるまで、市国民健康保険に加入している人は、同じ内容の「特定健診」を受けることができます。

**人間ドック費用の一部助成**

被保険者が人間ドックを受診したとき、費用の一部を助成します(上限額2万6000円、年度中(4月1日～翌年3月31日)1回限り)。

費用の助成を受ける人は、受診後に必要書類を持って市保険事業室(後期高齢者医療担当)に申請してください。

※申請まで領収書などを保管してください。  
△申請に必要なもの▽  
①人間ドックの領収書②人間ドック検査結果通知書などの写し③被保険者証④口座情報が分かるもの⑤印鑑。

◎脳ドックは助成の対象になりません。

※府後期高齢者医療広域連合(保険料率等資格関係) ☎06・4790・2028、健康診査等給付関係 ☎06・4790・2031 または市保険事業室(後期高齢者医療担当)

## 国民年金保険料のお知らせ

### 保険料が改定

平成28年度の保険料が改定され、定額保険料は月額1万6260円になります。

国民年金保険料は、年齢・性別・所得に関係なく一律です。

### お知らせ

1年前納など、納付方法によっては納付額の割引があります。

学生の納付特例申請を受け

学生で、国民年金の保険料の納付が困難なときは、本人の前年所得が基準額以下であれば納付特例を申請することができます。

4月1日より、平成28年4月から29年3月までの期間の受付を開始します。

△申請に必要なもの▽

☎ 市民課(年金担当)

①年金手帳②学生証の写し③印鑑(本人が申請するときには不要)。

国民年金の加入や種別の変更届

退職(2号から1号)や厚生年金加入中の配偶者の扶養でなくなったとき(3号から1号)は国民年金の届け出が必要です。

届け出には、年金手帳・印鑑のほか、書類が必要ながああります。

※

※

## 平成28年度国民健康保険料

平成28年度(4月～29年3月)の保険料は6月に決定するため、年額保険料を10回に分割した納付書または通知書を6月中旬以降に送付します。

特別徴収(年金天引き)の人は、平成28年2月と同額を4月・6月・8月に仮徴収として徴収します。

平成28年度の保険料決定後、仮徴収額を差し引いた残額を10月・12月・翌年2月に本徴収額として特別徴収します。本徴収開始のお知らせなどは6月に送付します。

※保険料の決定には前年中の収入申告が必要です。確定申告や勤務先で源泉徴収などをしていない人は、収入がなくても必ず申告をしてください。

※各シティ・ステーションでも平日と毎月第4日曜日午前9時～午後5時30分(掘溝サービス窓口は午前10時～午後5時)に受け付けています。

※

※

国民健康保険に加入・脱退などは、必要な書類など

加入・脱退などの届け出は14日以内に

## 差し押さえ財産のインターネット公売

札前に「ヤフー官公庁オークション」ホームページから参加申込をしてください。

なお、参加申込のとき、クレジットカードで公売保証金の納付が必要になります。

▽出品 バイクなど

▽参加申込期間 4月11日午後1時～27日午後11時

▽入札期間 5月10日午後1時～12日午後11時

※滞納保険料が納付されたときは、直前に公売を中止することもあります。

☎ 保険事業室(納付担当)

所有者不明猫の避妊・去勢手術費を補助

### 所有者不明猫の避妊・去勢手術費を補助

市域の所有者不明猫の繁殖、増加を抑制し、市民の快適な生活を確保するため、次の額を限度に避妊・去勢手術費を補助します。

○避妊手術(メス)・・・1匹につき1万円

○去勢手術(オス)・・・1匹につき7千円

△手続き▽

①申請書を提出(受付後に交付決定通知書を市から郵送)②獣医師による避妊・去勢手術後、手術実施報告書提出(受付後に補助金額確定通知書を市から郵

送)③請求書を提出 ※すでに終わった手術は対象になりません。

△平成28年度から申請手続を見直しました▽

